

米国の~~外交~~外関係 日本 一九三一年—一九四一年 カニ巻

よりの抜萃

七三九頁

日本大使(野村)より口務^{長官}に~~傳達~~したる一九四一年(昭和十六年)

十月十七日附口頭声明

ワシントン 一九四一年十月十七日

一九四一年(昭和十六年)十月十二日

口務^{長官}より日本大使に~~傳達~~したる一九四一年(昭和十六年)十月十二日

附口頭声明は言及~~し~~、日本政府よりの訓令に基き

日本大使は次の如く述べておる。

一、「國務長官が口頭声明に引用~~した~~抜萃中~~の~~は、
全この裏は、日本政府が~~昨年~~九月廿六日及び~~二十五~~日~~に~~に~~お~~いた~~る~~、
提案に~~お~~いて居り、現日本内閣も~~本~~、~~此~~の~~裏~~が~~日~~本~~政~~府~~の~~
趣旨を示すものと~~も~~、~~此~~の~~裏~~と~~認~~む~~事~~は~~何~~等~~も~~、~~及~~対~~する~~もの

ではある。しかしながら、これを確認する~~事~~は~~先~~決~~要件~~なる~~事~~あり、
現日米交渉の成否~~は~~、~~先~~決~~要件~~なる~~事~~あり、
之れ~~を~~先~~決~~する~~事~~は、日本政府は上述の諸矣~~は~~、~~先~~決~~要件~~なる~~事~~あり、
拘束されるべきものである~~事~~は~~常~~然~~たる~~である。

二、
甲、日本政府の平和的意図に~~制~~限~~を~~加~~ふ~~る~~事~~は、
問題の~~後~~に~~引~~用~~句~~が~~法~~に

口頭声明中に引用句に同じものは、
問題の~~後~~に~~引~~用~~句~~が~~法~~に

口頭声明中に引用句に同じものは、
問題の~~後~~に~~引~~用~~句~~が~~法~~に

